墨田区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２２年3月３１日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第１７号

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

墨田区特別区税条例（昭和３９年墨田区条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第３２条第２項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第３項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　第１項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第３５条の２第１項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢６５歳以上の者である場合における前２項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第３３条第１項中「前条第４項」を「前条第５項」に改める。

付則第１４条の４第１項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第２項第３号、第３項及び第５項第３号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第６項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

付則第１４条の５第１項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、付則第１４条の４及び第１４条の５第１項の改正規定は、同年６月１日から施行する。

（区民税に関する経過措置）

２　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の墨田区特別区税条例（以

下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成２２年度以後の年度分の区民税について適用し、平成２１年度分までの区民税については、なお従前の例による。

３　平成２２年度分の区民税についての新条例第３２条第２項（同条第４項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第２項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成２２年４月３０日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。